

### 返納金の精算方法について（お知らせ）

このたび、別添通知文のとおり、津山市国民健康保険の資格喪失後に、その保険証にて受診された場合は、津山市国民健康保険の保険診療の対象外であるため、医療費のうち津山市国民健康保険が負担した部分について返納していただく必要があります。

返納金の精算方法については、下記のとおりです。

なお、保険者間での調整を希望される場合は右面の注意事項を必ずご確認ください。

※保険者間での調整：津山市国保と受診時に加入されていた社会保険等（会社の健康保険や転出先の国民健康保険等）において、返納金の精算を行うこと。

返納方法	精算のながれ	自己負担額
<b>A</b> 納付書による納付  ※領収書の証明等は行っておりませんので、紛失等にはお気を付けください。	① 返納金を納期限内に納付 ② 受診時に加入していた社会保険等に必要書類を添えて払い戻しの申請を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※必要書類              ・返納金領収書原本 / ・同封の同意書              ・「国民健康保険資格喪失後の受診に係る療養給付費の返納について」（同封の通知文）           </div> ③ 受診時に加入していた健康保険から払い戻し ※詳しくは、申請先の社会保険等へお問い合わせください。	請求された返納金額
<b>B</b> 保険者間での調整  ※対象社会保険等は、受診時に加入していた健康保険が、「国民健康保険」又は「全国健康保険協会」の場合のみです。 なお、その他の健康保険にご加入の場合は、その社会保険等にお問い合わせください。	① 調整に必要な書類を津山市に提出 1) 1 社会保険等に対し受診者 1 名分ごとに必要です。 2) 記入箇所は、別紙記載方法のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※必要書類              ・「資格喪失後受診に伴う返還金精算に係る申請書（委任状 兼 同意書）」※対象のみ同封              ・「療養費申請書」※対象のみ同封              ・「高額療養費申請書」※該当者のみ同封              ※被保険者が非課税世帯の場合は、非課税証明書の添付が必要です。（非課税証明書についてのお問い合わせ先：税制課 32-2017）              ・「出産育児一時金等申請書」※該当者のみ同封              ・「移送費申請書」※該当者のみ同封           </div> ② 津山市国保が代理申請、代理受領し返納金を精算する。	なし  ※支給される療養費等を返納金債権に充当した結果、返納金の全てを精算ができない場合は、改めて不足額のお支払いをお願いします。

※いずれの手続きにも時効がありますのでご注意ください。（診療日の翌日から二年）

**B** の保険者間での調整を希望される場合は、同封の返信用封筒で下記期限までに返送してください。

提出期限      令和 年 月 日 ( )      右面へ

### 保険者間での調整の注意事項

#### (1) 療養費等請求権の時効

加入されていた健康保険等への療養費等の請求権は、診療日の翌日から2年で時効となります。

返納金と療養費等の精算をご希望される場合は、必要書類（申請書及び同意書（兼委任状））を提出期限までに必ず提出してください。

#### (2) 受診について

受診内容が第三者行為によるもの場合は、保険者間調整の対象外となります。

#### (3) 受診時に加入していた健康保険等の内容の照会

保険者名・保険者番号、被保険者証の記号番号等について誤りがあった場合は、精算手続きができません。誤りがあった場合は、改めて照会いたします。

#### (4) 国民健康保険にご加入の場合

納付書による返納や保険者間の調整をされなかった場合は、国民健康保険団体連合会に精算業務の一部を委託する場合があります。

#### (5) その他

ご提出いただいた申請書及び同意書（兼委任状）の内容について、本件事務を委託する岡山県国民健康保険団体連合会から被保険者の方へお問い合わせの連絡を差し上げる場合がありますのでご了承ください。

<問い合わせ先>

津山市役所 医療保険課  
国民健康保険係 1階⑨番窓口  
電話 0868-32-2071